

指名停止業者一覧

令和7年6月17日 現在

称号または名称	本社 (営業所等) 所在地	指名停止期間始期	指名停止期間終期	措置要件		指名停止理由
新明和工業(株)流体事業部 営業本部東北支店	仙台市	令和7年5月12日	令和7年9月11日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領 別表第16項 該当	(独占禁止法違反行為)	当該業者は、大手建設業者が発注する特定地下式PS設置工事又は特定エレベーター方式PS設置工事において、他2社と共同して供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、特定の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年3月24日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことから、栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項に基づき指名停止とするもの。